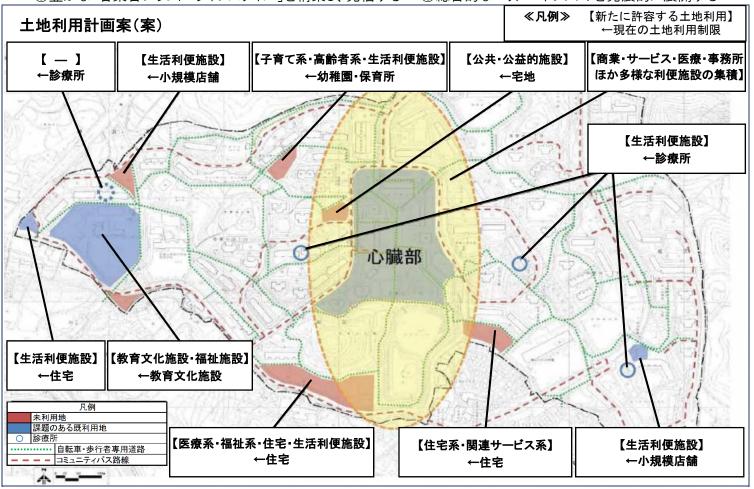
2 都市計画決定及び変更の経緯

	決定(変更)告示	決定(変更)内容
当初決定	昭和47年3月	本市西部の急激な人口増加に対処するため、一団地の住宅施設を決定し、 公共施設の整備と健全な新市街地を計画的に整備する
第1回変更	昭和50年3月	実測と詳細設計の結果、区域の一部及び都市施設の配置を変更
第2回変更	昭和59年12月	周辺土地利用との整合を図るため区域を一部変更 永住型住宅の必要性、住宅規模等の質的向上のため住宅計画戸数の変更
第3回変更	平成9年11月	周辺土地利用との整合を図るため区域を一部変更 少子化、高齢化に対応して公益的施設の配置を変更
第4回変更	平成22年7月	少子化により廃校となった小学校2校及び中学校1校について、地域のまち づくりに寄与する新たな公益的施設として活用するため、配置の方針を変更

(参考)横浜若葉台みらいづくりプラン(マスタープラン)(平成29年3月策定)

- ≪まちづくりの基本目標≫ 世代をつむぎ 未来をひらく 持続循環型まちづくり
- ≪まちづくりの基本方針≫
- ①中心街をエンジンとしてまちの活性化と再編を推進する ②多様な主体により「地域包括子育で」を実現する
- ③包括的な「安全・安心・健康まちづくり」を実現する ④住環境と公共空間のリノベーション(カスタマイズ)を展開する
- ⑤豊かな「若葉台ブランド・ライフスタイル」を構築し、発信する ⑥総合的なエリアマネジメントを発展的に展開する



問合せ先						
都市計画の内容に関すること	横浜市都市整備局地域まちづくり課 TEL 045-671-2667 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階					
都市計画手続に関すること	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657 〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目 56番地の1					

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ

~若葉台一団地の住宅施設の都市計画変更について~

横浜市旭区の北西部に位置する若葉台団地は、昭和 47 年3月に「若葉台一団地の住宅施設」の都市計画が決定され、昭和 48 年から神奈川県住宅供給公社が事業主体となり、共同住宅等の建設が始まりました。昭和 54 年から入居が開始され、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化等に伴う過去4回の都市計画変更を経て、現在、総戸数 6,000 戸を超える、全国でも有数の大規模な住宅団地が形成されています。

こうした中、若葉台を将来にわたって様々な世代に選ばれ続けるまちとして持続させること等を目的として、地域活動団体、学識経験者及び行政で構成するマスタープラン策定委員会において、まちづくりの検討が進められ、平成 29 年3月に「横浜若葉台みらいづくりプラン」が策定されました。

このたび、まちづくりの目標や方針が設定されたことを受け、本市において、持続可能な住宅団地の形成に向けて、若葉台一団地の住宅施設の都市計画変更について、都市計画市素案を作成しました。

つきましては、都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。

日時

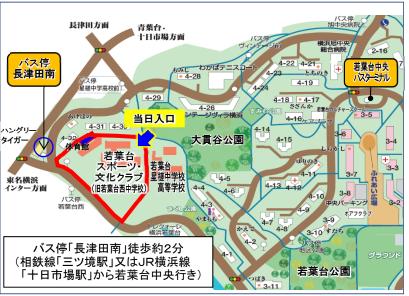
令和元年 6 月 25 日(火) 午後7時開始 (午後6時 30 分開場)

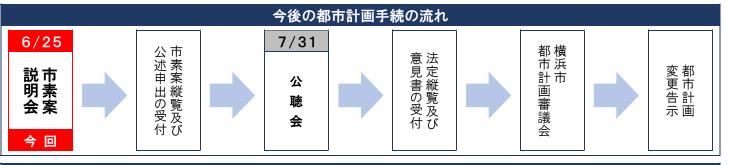
若葉台スポーツ・文化クラブ (旧若葉台西中学校) 体育館

(旭区若葉台4-34-1)

※申込不要です。当日、直接会場へお越しください。 ※当日は駐車場の利用はできません。

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。





都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付								
期間	令和元年6月25日(火)から令和元年7月9日(火)まで(土·日は除く)							
縦覧	横浜市建築局都市計画課(受付時間 午前8時 45 分から午後5時 15 分まで)							
(閲覧)	・旭区役所区政推進課大規模団地再生担当・緑区役所区政推進課企画調整係で都市計画市素案の写しを閲覧できます。							
場所	(受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで)							
93771	・横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。							
	縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。							
公述	│公述申出書は、令和元年7月9日(火)必着で、都市計画課へ郵送又は持参してください。							
—	また、横浜市ホームページから電子申請による公述の申出ができます。							
申出	・公述申出書は、縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、横浜市ホームページでダウンロードできます。							
	・10 名を超える申出があった場合は抽選を行います。							

公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催) 日時 令和元年7月31日(水)午後7時開始 若葉台スポーツ・文化クラブ(旧若葉台西中学校) 体育館(旭区若葉台4−34−1) ・傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。 ・当日は駐車場の利用はできません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。 ・公聴会開催の有無は、7月11日(木)以降に横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問い合わせください。

(計画	i書)			※ <u>下線部</u> が変更箇所	
名 称			若葉台一団地の住宅施設		
	位置		旭区上川井町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目及び若葉台四丁目並びに緑区霧が丘六丁目及び三保町地内		
	面 積		約 89.6ha		
た中の		高 層	約 6,350 戸		
住宅の予定		中 層	約 200 戸		
戸数	低層		_		
一致		計	約 6,550 戸		
		道路	発生交通量及び区域外との連担を考慮して、幅員 1	6m及び12mの幹線道路を東西に2本及び南北に3本配置し、	
			住区内の効率的利用を図るため、幅員8mの区画街路を3本配置する。		
			自転車利用者と歩行者が安全かつ快適に利用できるよう幅員8m~4.5mの自転車・歩行者専用道路を全区域を結		
			ぶよう配置し、車道との交差部分は立体交差とし、歩行	者等の安全を図る。	
	公	公園及	地区公園1か所(約 5.5ha)、近隣公園3か所(約 7.4ha)及び街区公園6か所(約 1.9ha)を配置する。		
	共	び緑地	緑地(約 4.5ha)を配置する。		
	施		旧	新	
	設	7014	排水方式は分流式とし、雨水は帷子川に放流し、	排水方式は分流式とし、雨水は帷子川に放流し、汚水は都	
		その他	汚水は都筑下水処理場にて処理する。	筑 <u>水再生センター</u> にて処理する。	
		の公共 施設	バスプール1か所(約 0.5ha) <u>、消防出張所1か所</u>	バスプール1か所(約 0.5ha)を設ける。	
		旭故	<u>(約 0.1ha)及び巡査派出所1か所(約 0.02ha)</u> を設		
			ける。		
			学校は、小学校1校(約 2.0ha)、中学校1校(約	1 学校等:学校(幼稚園を除く。)、図書館その他これらに類	
			<u>2.8ha)、中学校・高等学校1校(約 1.8ha)及び特別</u>	するものを計画図(P.3 図2)に示す位置に配置するとともに、	
			支援学校1校(約 1.9ha)を設ける。幼稚園及び保育	<u>C'街区及びD'街区に適宜配置する。</u>	
			所を住区内に4か所(約 0.98ha)配置し、集会所 17	2 教育文化施設:計画図(P.3 図2)に示す位置に配置する。	
			か所を住棟内に配置する。	3 幼稚園等:幼稚園、保育所等を計画図(P.3 図2)に示す位	
#7 FP -			購買施設、管理事務所及び駐車場施設等を1か	置に配置するとともに、センター地区、C'街区、D'街区及び	
配置の			所に集約してセンター地区(約 5.8ha)を設ける。小規	E街区に適宜配置する。	
方針			模店舗2か所をセンター地区から遠距離地点に配置	4 医療施設:病院を計画図(P.3 図2)に示す位置に配置する	
			<u>する。</u>	とともに、病院及び診療所をセンター地区、A'街区、B'街	
			医療施設として総合病院1か所(約 0.7ha)を設け、	区、C'街区及びD'街区に適宜配置する。	
			診療所4か所を住棟内に配置する。	5 福祉施設:老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、	
			老人福祉施設として老人デイサービスセンター(約	児童厚生施設その他これらに類するものを計画図(P.3 図2)	
			0.17ha)を設ける。有料老人ホーム(約 0.22ha)を設	に示す位置に配置するとともに、センター地区、A'街区、B'	
			<u>ける。</u> 教育文化施設(約 2.7ha)を設ける。	街区、C'街区、D'街区及びE街区に適宜配置する。	
			教月文化施政(利 2.711d)を政ける。	6 学童保育施設等:学童保育施設、学習塾等を、センター地 区、A'街区、B'街区、D'街区及びE街区に適宜配置する。	
				7 店舗等:店舗、飲食店その他これらに類するものを、センタ	
				一地区、A'街区、B"街区及びD"街区に適宜配置する。	
				8 その他の施設:事務所、住宅施設の管理事務所、駐車場	
				施設等をセンター地区に適宜配置する。	
				住宅施設の集会所を区域内に適宜配置する。	
				消防出張所及び巡査派出所、公衆電話所その他これらに	
				類する公益上必要な建築物を計画図(P.3 図2)に示す位置	
				に配置するともに、区域内に適宜配置する。	
		住宅	高層住宅を周辺の良好な自然環境と調和を図るよう	考慮し、冬至における日照時間を4時間以上確保するよう配置	
	一点し配置する。				
表外	•		,		

「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益 的施設及び住宅の配置の方針は計画図(P.3 図1)表示のとおり」

「区域、建築物の建蔽率の限度、建築物の容積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図(P.3 図2)表示 のとおり」

